

## 【学生向け】「2022 年秋派遣 公式留学プログラム」の取扱いについて

### 1 2022 年秋派遣 公式留学プログラムの考え方

本学においては、外務省が発表している海外安全情報（感染症危険情報）がレベル2以上の地域への派遣については、原則中止または延期としている。2022 年秋派遣公式留学プログラムについては、2022 年春派遣同様に留学の教育効果と渡航に関連する健康上のリスクを総合的に勘案して、一定の条件を満たす場合に限り、派遣を認めるものとしています。また同レベルが1の地域であっても、留学中にレベル2以上となる可能性を考慮し、下記に記載する条件を満たした上で派遣させることとしています。

### 2 派遣を認める場合の条件

#### (1) 派遣先

下記条件を満たしているかは、派遣先大学（協定校）に、書面によるアンケート調査および必要な場合には聞き取りを行います。

#### ア 感染状況

- ① 派遣先大学において、渡航時において対面授業・実習が実施されている又は対面授業・実習が実施される予定であること。
- ② 派遣先国の出入国管理規制で日本人の入国が可能であり、かつ、本学及び学生がその規制に対応できる内容であること。
- ③ 派遣先大学の近隣病院において、感染者の増加により体調不良時の受診や入院に支障がある状況にないこと。
- ④ 派遣先大学及び所在する都市がロックダウン中又は見込まれる状況にないこと。

#### イ 感染防止策

- ⑤ 派遣先大学及び学生寮など派遣学生が入居する施設において、感染予防対策（密の回避・消毒・学生の感染状況把握など）が定められていること。
- ⑥ 派遣後にロックダウン等がなされる場合にも、授業などの取扱いだけでなく生活物資の確保方法など生活に必要な情報を日本語又は英語で説明がなされること。

#### ウ 感染した場合の現地の医療等の体制

- ⑦ 学生の体調不良時・コロナ感染の疑い時・濃厚接触者指定時・感染時に、学生が取るべき行動や相談先が決められており、医療機関受診・入院・隔離などが必要な場合にはサポートが受けられること。（例：相談機関、検査機関、受入可能な医療機関、滞在先）

#### (2) 学生及びその家族

下記条件を満たしているかは、学生及び家族に対し、書面及び面談・電話等で確認を行う。

#### ア 意思およびリスク把握の確認

- ① 留学をしなければ得られない学習体験があると学生及び家族が確信し、学生は留学についての強い意志があり、家族も学生を留学させる意志があること。
- ② 日本政府及び派遣先国の出入国管理規制及び感染予防対策に徹底して従うことができること。

- ③ コロナ禍においては、健康上のリスク、感染対策や制限などにより精神的な負担、防疫費用や緊急時費用などの経済的負担などリスクや負担が通常時より大きいことを理解し、学生及び家族が責任を持って対応できること。
- ④ 家族（親族を含む。）が、学生の派遣中は大学との連絡を密にとれるとともに、家族しか対応できないこともあるため緊急時に家族の派遣先国への渡航が物理的・経済的に可能であること。
- ⑤ 本学又は派遣先大学が学生の安全確保ができないと判断した場合には緊急帰国指示に従うことができること。

#### イ 保険加入などの安全確保策

- ⑥ 通常の病気やケガなどだけでなく、新型コロナウイルス感染症に対応した保険に加入すること。
- ⑦ 派遣先のメインとなる現地語で必要最低限の緊急対応ができること（周囲の人に現地語で助けを呼ぶことや危険表示が理解できることなど）。
- ⑧ 新型コロナウイルスのワクチン接種を3回接種完了していること（推奨）。

### 3 派遣可否の判断時期

**各プログラム開始日の約1ヶ月前（※）**に最終判断する。

ただし、渡航可と判断した後（渡航後も含む）、事態急変により学生の安全が確保できないと判断された場合は、プログラム中止の判断を行い、渡航中止又は帰国指示を行います。

※学生が、査証等渡航に必要な費用負担を了承の上、自主的にそれまでの渡航手続を行っていることを条件とします。

### 4 その他

本件は、大学間交流協定や学生交流協定に基づき相手大学から協力やサポートを得ることができる本学の公式留学プログラムに適用するものであり、それ以外の私費による海外渡航等に適用するものではありません。

以上